

平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会
(第4回)

会 議 録

日 時：2019年3月11日（月）午後1時30分開会
場 所：ホテルポールスター札幌 2階 メヌエット

1. 開 会

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから北海道胆振東部地震災害検証委員会を開催させていただきます。

まず、お手元に配布しております資料を確認させていただきます。

次第の下のほうに配付資料が書かれておりますが、資料1は胆振東部地震を踏まえた関係機関の取り組みに係る意見交換等資料です。次に、資料2-1は第3回検証委員会での論点整理に係る意見等一覧です。続きまして、資料2-2は論点整理です。続きまして、資料3は平成30年北海道胆振東部地震災害検証中間提言（案）です。それから、参考資料1の北海道胆振東部地震対応の主な経過の更新版です。最後に、参考資料2の北海道胆振東部地震対応の概要です。

以上でございますが、配付漏れ等はありませんか。

もし資料に不備がありましたら、途中でも事務局のほうにお伝えいただければと思います。

開始に当たりまして、お願いがございます。

本日、3月11日は、東日本大震災の発生からちょうど8年目に当たりますことから、大震災でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するため、地震が発生しました14時46分から1分間の黙禱をささげたいと思っております。委員並びに傍聴の皆様におかれましては、黙禱をお願いいたします。

なお、黙禱の際には、改めて事務局より皆様にお知らせいたします。

それでは、次第にありますとおり、胆振東部地震を踏まえた関係機関の取り組みに係る意見交換等を始めさせていただきます。

本検証委員会とは別に、関係機関においても、このたびの地震対応などに関し、それぞれの分野におきまして検証等を進めておりますことから、本日はその一部についてご紹介いただくこととしております。

では、これ以降の進行につきましては、佐々木座長、よろしく申し上げます。

2. 胆振東部地震を踏まえた関係機関の取り組みに係る意見交換等

【佐々木座長（北海道教育大学）】 皆様、改めましてこんにちは。

降り積もっていた雪も解け、だんだん春が近づいてきております。

今日は、中間提言を作成するという大切な委員会になっております。まず、議事に入ります前に、これより関係機関の方に地震を踏まえた取り組みなどについて、一通りお話をいただきたいと思っております。その後、委員の皆様と意見交換を行いたいと思っております。

今日一日、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、北海道運輸局様、お願いいたします。

【北海道運輸局】 北海道運輸局の石井です。よろしくお願いいたします。

私からは、現在、北海道運輸局が中心となり行っております大規模地震等に備えた外国

人観光客への情報収集、情報提供方法に関する実証事業につきましてご紹介させていただきます。

昨年の胆振東部地震では、外国人観光客への情報発信等が不十分であったため、必要な情報が迅速に提供できず、多くの外国人観光客が行き場を失う等、不安を感じる要因となりました。

外国人観光客が安心して旅行ができる環境を整えることは、観光立国実現に欠かせない要素であり、そのために、大規模地震等に備えた外国人観光客への情報収集・提供方法に関するガイドラインを作成するものです。

資料の1枚目をご覧ください。

ガイドラインの概要ですが、ガイドラインの性格は、北海道胆振東部地震の検証的な整理に基づき、行政機関、交通事業者、交通拠点、宿泊団体、観光協会、観光案内所、大手旅行会社、在札幌領事館、マスメディア等、多様な関係者と連携し、それぞれの立場・役割のもと、北海道を訪れる外国人観光客への情報提供に関する対応を示すものです。

事業概要としては、関係機関に対するヒアリング、道内自治体アンケートなどの実態調査を行い、その実態調査を踏まえ検討を行い、ガイドラインを作成し、情報提供等の実地検証を行い、ガイドラインを決定いたします。

実施したヒアリングやアンケートの結果のポイントとして、災害時の外国人観光客の状況等では、外国語情報が少ないなどがあり、情報ニーズとしては、避難場所、交通情報、携帯の充電場所、宿泊場所、災害情報等が挙げられております。

それらの現状と課題との整理に基づき作成したガイドライン（案）に基づき、今月の3月5日に、ガイドライン（案）の検証として災害時の情報伝達訓練を行いました。

資料の2枚目をご覧ください。

なお、ガイドラインの特徴としては、対象エリアは札幌を中心とする圏域を外国人観光客集中エリアと設定し、伝達情報は、災害に関する基本情報、交通機関に関する情報、交通拠点に関する情報、避難所に関する状況、外国人観光客向け対応機関や相談窓口情報をテンプレートにより外国人にもわかりやすく丸バツなどの記号で表し、英語、中国語、韓国語の多言語版で発信いたします。

この情報伝達システムの手順につきましては、資料の3枚目を参照願います。

今後は、訓練の課題等を整理しガイドラインを決定し、3月下旬にセミナーを通じた公表を予定しております。

簡単ですが、私からは以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

続きまして、北海道総務部様、お願いいたします。

【北海道総務部】 北海道総務部総務課の伊賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、大規模災害時等による停電発生時における携帯電話等の充電対応について報

告をさせていただきます。

資料につきましては、昨年12月6日付の通知とマニュアルでございます。

取り組み内容としましては、非常用発電設備を有する道有施設を活用した停電時の携帯電話等の充電対応についてでございます。

このたびの胆振東部地震の大規模停電時に、道の充電対応については本庁を初め、全道14振興局のうち6振興局等でおのおのの庁舎管理者の判断により充電の対応を実施したところではあります。

この対応により、スマートフォンを初めとする携帯情報端末が、家族や知人の安否確認はもとより、被害の程度やライフラインの復旧状況、被災者支援に関する情報などを把握する上で大変重要な役割を果たすことが改めて認識されたところでございます。

また、充電が必要な「障がい者支援機器」を使用している方々から、今回の停電において、日常生活に支障が生じたといった情報もいただいたところでございます。

私どもとしまして、これらの状況を踏まえ、今後、同様の停電が発生した場合に、より円滑に住民の皆様への充電の要望に対応するために、本庁総務部が主体となりまして、全道の道有施設の充電対応ルールを整備することといたしました。

そこで、庁舎に非常用電源等を有している道有の施設において、前提は災害対応業務等に必要な電力を確保した上で余力が見込まれる場合に、地域ごとに充電の要望に対応していくための手順を対応マニュアルとして作成し、通知により各地域での対応を振興局を通じて依頼しているところでございます。

通知文をご覧いただきたいのですが、これが本庁各部と各振興局への昨年11月6日付の通知でございます。

続きまして、1枚めくって、その裏面になります。

これが、このたび策定しました庁内ルール、マニュアルの形式でございます。このマニュアルのポイントについてご説明させていただきます。

まず、1番の対象施設でございますけれども、これは、本庁舎と各振興局、総合振興局の庁舎、そして、出先機関の庁舎となっております。

石狩振興局につきましては、本庁で充電の対応を行うため、括弧書きで石狩振興局を除くと記載しております。

続きまして、2番の充電対応の基準です。

(1)にございますが、災害対応に係る必要な電源を確保した上で、なお電源に余力があると見込まれることを前提にしています。

続きまして、4番です。

これは、警備上の観点から勤務時間内での対応を基本とすることにしています。

続きまして、5番の対象機器でございます。

対象機器については、携帯電話と「障がい者支援機器」ということです。次のページの

別表につけさせていただいておりますが、携帯電話以外にも「障がい者支援機器」がございまして、こういった機器にも充電の要望があったということでございます。

そこで、北海道の保健福祉部障がい者保健福祉課と連携しまして、電源の使用に法的な規制がなく、自己の責任において充電いただける機器について対象としたところです。

7番の設置数量につきましては、各施設が状況や来庁者に応じて決めることとし、何口というルールは特段定めておりません。

8番の充電スペースの管理につきましては、携帯電話等と「障がい者支援機器」の充電スペースは別々に確保するなどの配慮をするとともに、充電時間の調整なども各庁舎管理者において行うこととしています。

9番の周知の方法ですが、各所属のホームページにて充電スペースを開放している旨を周知します。また、市町村との情報共有、そして、報道機関への情報提供なども積極的に行うこととしています。

11番の本庁の役割としまして、各地域で充電場所を設置したときには私たち総務部総務課が連絡を受けることとしておりますけれども、その際、総務部の危機対策課と情報の共有、連携を図り、必要に応じて各総合振興局等に対しての助言を行うこととしてございます。

最後になりますが、災害時の庁舎の管理につきましては、あくまで災害対策本部、災害対応の活動が最優先となりますが、これを踏まえた上で、庁舎管理者として可能な範囲での庁舎の活用について今後とも対応してまいりたいと考えているところです。

私からは以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

続きまして、北海道経済部様、よろしくお願いたします。

【北海道経済部】 経済部観光局の西村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料としては、災害時等における観光客への迅速な情報発信と帰宅・帰国等を支援する「観光客緊急サポートステーション」の取り組みについてというものと、裏面の「観光客緊急サポートステーション」の概要というものがございます。私からは、取り組みについてという文字面のペーパーでご説明をさせていただきたいと思っております。

我々は観光局でございますので、観光客に対する対応ということになります。災害発生時に観光客のスムーズな帰宅や帰国、移動に向け、SNSを活用した多言語による迅速な情報発信、緊急的な支援を行うための観光客緊急サポートステーションを状況に応じて開設し、観光客の方々の災害時の不安払拭に努めるという目的で取り組みを進めているところでございます。

1番目は、SNSを活用した迅速な情報発信ということで、先月、2月1日から運用開始をさせていただいております。基本的にはSNSでの情報発信ですので、平時であれば観光情報を毎日発信するようにしております。

観光情報については、(5)にも発信言語とあるのですが、日本語をメインとして情報

発信をさせていただいておりますし、気象状況も発信しております。

災害時の発信については、4カ国語による災害の情報や交通機関の運行状況、それから、避難場所の情報などを発信する予定です。

ただ、先月21日に起きた地震の際には、SNSを活用した情報発信に対して、外国人の方から感謝の連絡があったことを多々聞いております。

2番目の観光客緊急サポートステーションにつきましては、こちらの運用も2月からでございます。

こちらの開設目的としましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、災害等に遭遇した観光客の速やかな帰宅・帰国の緊急的な支援をするためでございます。それから、開設基準としましては、一定期間にわたって帰宅・帰国のための離道や移動が困難な観光客の発生が予想される場合でございます。前回は、地震の後に停電になりまして交通機関がダウンしたということで、札幌市さんの要請もございまして、一時的なサポートステーションといたしますか、避難所的なことをさせていただいております。

開設時間につきましては、開庁時間を基本としておりますが、必要に応じて最大24時間体制をとる予定です。

そして、サポートステーションの開設場所につきましては、状況によって、本庁舎または別館のどちらかに開設する予定です。

対応言語については、日本語を含む4カ国語で英語、韓国語、中国語となります。

支援内容につきましては、まずは相談対応、情報提供ということで、帰宅・帰国ルート of 検討支援、多言語による相談対応、災害に関する情報提供、交通機関の運行状況、そして、受け入れ可能避難場所の情報提供です。

その他の支援としましては、先ほどの総務部総務課さんとの対応にも重なるのですが、スマホの充電場所の設置やWi-Fiの臨時的なスポットの設置、そして、休憩コーナー、さらに、給湯サービスもさせていただく予定でおります。

(8)に書いていますが、今週の木曜日に、サポートステーションの開設訓練をする予定です。時間につきましては、9時から11時半の予定で、場所は本庁舎1階、入ってすぐ右側にある道政広報コーナーです。もし、お時間があれば、のぞきにきていただければと思っております。

訓練内容につきましては、多言語の相談対応ということで、実際に外国人の方に来ていただいて本当の相談をしていただくことを考えております。それから、情報提供ですが、災害の状況や交通機関の運行状況ということで掲示はするのですが、あくまでも想定という形で掲示をさせていただく予定です。そのほか、スマホの充電、Wi-Fiスポットの設置をする予定です。

私からは以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、北海道農政部様をお願いいたします。

【北海道農政部】 農政部畜産振興課の下井と申します。よろしくお願いいたします。

北海道農政部で災害における酪農機器管理対策マニュアルを策定しましたので、私からご説明させていただきたいと思います。

資料は、概要という1枚ものと左肩にホチキスどめをしているマニュアルで説明したいと思います。

マニュアルは大冊ですが、1枚めくっていただきますと目次がございますが、こちらと概要で説明させていただきたいと思います。

まず、マニュアルの概要でございますが、地震に伴う酪農被害ということで、搾乳ができなかったり、生乳の出荷ができなかったりして、大きな被害がございました。これを踏まえて、特に停電や断水などが課題となりましたが、その対策を中心に、個々の酪農家さん、地域単位、地域で中心となって農家支援を行う農協の3者を想定して、事前の備えや災害時の対応を整理してございます。

マニュアルの構成は、大きく3章に分かれてございます。

第1章では、災害時に想定される酪農被害ということで、想定される影響を踏まえて、災害時に速やかに行うべき対策を事前に整理しておくことの重要性を呼びかけております。

第2章は、災害による酪農被害の回避・軽減を図る対策でございます。

先ほどお話ししました酪農家、地域単位、農協が行う対策ということで、大きく三つに分けてございます。

酪農家が行う対策では、停電と断水の対策に分けておりますが、停電時に必要な電力、配電盤や発電機の確保、関係者の電話番号を整理しておくというような事前の準備の整理でございます。断水については、各酪農家さんで自分は一体どれだけの水量が必要なのかをしっかりと把握してくださいという事前準備について整理してございます。さらに、電気関係の法令、電源切替開閉器の配電盤等の設置、それから、発電機の接続手順なども整理してございます。また、災害発生時や通電後における対応や酪農の飼養管理について技術的な面も整理してございます。

Ⅱ番の生産者組織単位、地域単位で行う対策については、18ページからまとめております。生産者相互で災害に対応するための組織づくり、それから、共同で行う停電・断水対策について整理してございます。酪農家さん一人でできることは限られているものですから、生産者と地域でどんなことができるのかということ事前に準備しておいていただきたいということ整理してございます。

三つ目は、農協さんが行う対策ということで、もちろん、今も農協さんごとにBCPやマニュアルを整理していると思うのですが、今回は、道のほうでもマニュアルの整備をして、いま一度見直していただいて、実際に発生した際にすぐに対応できるように呼びかけをさせていただいてございます。

第3章が地域における防災訓練の実施ということで、今回も発電機があってもうまく動かせられなかった事例があったと聞いてございます。そういったことも含めて、地域にお

ける防災訓練、それから、普段から個人や地域レベルでの対応を想定した事前の準備の必要性を呼びかけてございます。

概要としてはこのような中身になっているのですが、ホチキスどめの一番後のページをご覧ください。

中身を全て読むのはなかなか大変ですので、最も伝えたいことをこちらに整理しました。

災害はいつ起きるかわかりません。常に必要な「備え」と「心構え」をしておきましょうということで、「災害への備え三か条」、それから、「災害発生直後の心構え三か条」ということで、簡単にまとめてございます。

こちらのほうを酪農家さんに見ていただいて、しっかりと頭に置き、事前の準備、適宜適切な対応の心構えをお願いしたいということでマニュアルを策定してございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

続きまして、北海道教育庁様、お願いいたします。

【北海道教育庁】 北海道教育委員会の岡内と申します。よろしくをお願いいたします。

胆振東部地震におきましては、胆振地方を中心として各学校に大きな施設被害が生じたことに加えまして、全道的な停電によって道内各地の小中学校あるいは高校で電気が使えないという状況になりました。そのため、多くの学校が数日間休校せざるを得なくなるなど、大きな影響が出たところでございます。

こうした児童生徒の安全確保に最大限の必要性が求められた中、各学校においては、自分の学校で策定している危機管理マニュアルはしっかりと機能したのか、通学路の信号機や校舎が停電している状況で休校の判断は適切に行えたのか、あるいは、家庭等への情報提供は適切に行われたのかなどという点が課題になりました。

また、道教委におきましても、発災時の初動体制は適切であったか、各市町村教育委員会や学校への連絡、情報提供を短時間で行うことができたかなど、今後に向けまして、検証すべき課題が多数顕在化したところでございます。

また、今回の地震につきましては9月というまだ暖房を必要としない時期で、深夜の時間帯でありましたが、これが積雪期であったら、あるいは授業中の時間帯であったらどうだったかなど、さまざまな時期や状況に当てはめて対応を検討する必要があると考えました。

このため、各学校における児童生徒の安全確保や道教委における各種対応に関し、今後の災害に的確に対応するため、お手元の北海道胆振東部地震の対応に関する検証を取りまとめることといたしました。

なお、この検証に基づきまして、本年度中に各学校において自分の学校の危機管理マニュアルを見直してもらい、新年度となる4月から新たなマニュアルを使用してもらうために、この検証については2月に取りまとめたところでございます。

それでは、お手元左上のホチキスどめになっております検証をご覧くださいと思います。

ます。

まず、1ページから3ページでございますが、被害の概況ということで記載しております。このうち、1ページの(2)被害の状況におきましては、人的被害と施設被害をまとめております。人的被害では大変痛ましいことに、道立高校の女子生徒1名が犠牲となったところでございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思えます。

2ページの(3)臨時休校の状況でございますが、こちらは、9月6日以降、災害に伴う臨時休校がなくなるまでの8日間の状況をまとめた表でございます。地震当日の6日には道内の小中高、特別支援学校などの公立学校のうち9割を超えます1,840校が休校となったところでございます。

その下の(4)の道教委の対応でございますが、発災以降、約2週間の道教委の主な動きや被災地への職員派遣の状況をまとめたものでございます。

駆け足になりますが、4ページに進んでいただきたいと思えます。

4ページからは、学校及び市町村教育委員会の課題と改善の方向性となっております。

この内容をまとめるに当たりましては、表題のすぐ下の四角囲みでございますとおり、各学校の状況を道内14の教育局を通じて聞き取ったほか、教育委員会連合会やPTA連合会に調査協力を依頼しまして、地震発生後に支障の生じた事項などを確認したところでございます。

幾つかご紹介いたします。

まず、(1)の家庭等への連絡でございますが、課題としましては、停電や電話の不通により、児童生徒の安否確認や家庭への連絡などに支障が生じたことが挙げられます。

これに対する改善の方向性としてしましては、状況に応じた通信手段等を考慮した対応マニュアルの整備などを図ることが必要としております。

なお、その下の表になりますが、被災時の対応状況としてしまして、学校種別ごとに支障の生じた事項、対応できた事項を記載しておりますが、これは、先ほど述べたとおり、各学校などから聞き取った内容でございますが、こうした各現場での実態を踏まえて課題等をまとめたところでございます。

さらに、5ページの下の方の緑色っぽくなっているところですが、今回の地震等、さまざまな時期や状況に当てはめた場合の課題を記載してございまして、どのような状況下で発生するかわからない災害にも対応できるように工夫をしたところでございます。

6ページをご覧いただきたいと思えます。

(2)の停電・断水等への対応でございます。

まず、課題といたしましては、停電や断水により事務機器やトイレなどが使用できなかったことや、通信途絶によりまして情報収集に支障が生じました。

改善の方向としてしましては、自治体との連携や大規模災害を想定した避難訓練の実施、それから、校内研修用資料の整備などが必要としております。

少し飛びまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

8ページの(3)教職員の出勤体制ですが、課題としましては、教職員の出勤状況や学校管理外での対応の共通理解不足などが生じました。改善の方向性としてしましては、安否や出勤状況の確認方法、それから、緊急連絡体制の見直しなどが必要としております。

以下、9ページの施設・設備関係、10ページの他校や関係機関等との連絡体制は記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、11ページでございます。

(6)学校再開に向けた対応でございますが、課題としては、停電や余震が続く中で学校再開の判断が困難であったこと、また、施設や通学路の安全点検の必要性というものが挙げられました。改善の方向性としては、学校再開の基準の整備や自治体等と連携した通学路の点検体制の整備などが必要となっております。

なお、続く12ページには、公民館を利用して授業を再開した安平町立早来中学校の当時の様子を写真で掲載しております。

13ページ以降になりますが、校外学習、部活動等への対応、それから、(8)の給食に対する対応、14ページに進みまして、(9)は寄宿舎・寮などにおける対応、15ページは、(10)避難所等に対する対応、16ページに進みまして、(11)の報道対応、(12)のその他までといった項目で整理しております。

それぞれの内容は時間の都合で割愛いたしますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

17ページに参ります。

17ページから20ページまでは、教育庁本庁及び教育局の課題と改善の方向性というふうに整理しております。

17ページでは、(1)の災害対策本部の体制と活動、それから、(2)は情報収集・通信・電算システムなどです。18ページに進みまして、(3)は臨時休校等、それから、19ページ、(4)学校再開に向けた対応、(5)マニュアル等の実効性、20ページはその他の項目になります。

このうち、少し戻りますが、19ページの(4)学校再開に向けた対応の改善の方向性の欄に、学校再開要件等チェックリストの改善、また、(5)マニュアル等の実効性ですが、改善の方向性の欄に、学校に対するマニュアル等チェックリストの作成と記載しております。

これについては、今回、検証作業を行う中で、学校によって危機管理マニュアル等の整備状況が異なることが判明しましたことから、この検証の作業と並行して各学校に自分の学校の危機管理マニュアルを見直してもらう際の参考となるように、緊急対応業務内容チェックリストや、学校における危機管理の手引の改訂版を作成したところでございます。

このチェックリストなどを、検証とあわせて2月に各学校や市町村教育委員会に送付しておりまして、各学校において、現在、自分の学校のマニュアル等の整備をしている状況

でございます。

少し飛びまして、22ページをご覧いただきたいと思います。

参考として、胆振東部地震における課題の時系列整理が22ページ以降に載っております。

それから、25ページからは、教育庁における災害対応の経過の時系列整理でございます。

さらに、30ページからは、学校安全計画等の記載項目検証結果を記載してございます。

なお、この記載項目検証結果では、例えば、31ページとか33ページ以降の項目に見られるのですが、グラフの色がグレーの部分が多いところほど、学校のマニュアルにその事項の記載がないことを示しております。ですから、先ほども申し上げました、それぞれの学校でマニュアルの見直しが必要になってくる点がこのグレーのあたりになると考えております。

以上でお手元の資料の検証の説明は終わりますが、道教委では、このたびの災害を重要な教訓として捉えており、今回取りまとめた検証や、新たに作成したチェックリスト等の活用を通じまして、道教委はもとより、各市町村教育委員会、各学校が災害に的確に対応することができるよう、体制の見直しなどを図ることとしております。

また、そうした体制整備をもとに、今後、どのような災害に直面しても児童生徒の安全を守るということを最重要に掲げ、防災対策や災害対応に取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ただいまご報告のありました説明内容について、委員の皆様からご意見、ご質問等をお受けしたいと思っております。

ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

【根本委員（北海道看護大学）】 まず、総務部様からご報告いただいた充電対応マニュアルについてですが、大変すばらしい取り組みで、これはぜひ、次のときにしっかりと生かせるようにしていただけると大変すばらしいかと思っております。

何点か確認をさせていただきたい、もしくは検討していただきたい部分があります。

まず、一つは、充電の対象機器のところに携帯電話ということで記されていますが、最近、モバイルバッテリーという携帯電話を充電するバッテリーが販売されていて、その使用頻度がかかなり高くなってきたように思うのですけれども、ああいうものの充電もこの中の対象に含めるのかどうか、ここをお聞きしたいところです。

もう一つは、今回の胆振東部地震を踏まえますと、この充電ステーションに人が集まるということが非常に大きく実証されました。逆に言うと、そこが情報を発信できる場になるのではないかと感じました。

せっかく道庁さんの機関での充電場所になりますので、例えば、この場所に道庁さんの

情報を発信するような、例えばホワイトボードとか、さまざまな情報発信機能を持たせることができないのかということの一つご検討いただきたいと思いました。

もう一つは、充電ステーションで動いているので、ここでWi-Fiを提供することが可能かどうかということもワンセットで考えていただきたいと思います。

なぜかという、この充電ステーションには、充電するに当たって最低でも30分以上は滞在していらっしゃると思いますので、その間に道民の皆様方に時間をうまく使っていただけるように、この充電場を情報提供の場として使えないかということをご検討いただけるとありがたいと思います。

もう一点、経済部観光局さんの資料にあったのですが、先ほど運輸局さんからあった部分と連動してくるかと思います。ここについては、情報が運輸局さんと共同の形で出ていくと理解していいのかということがまず一つです。

それから、SNSを使うので、さまざまなデマ等が出てくるかと思います。その意味で、SNSを使って、デマへの対応もこの中に含めるようにお考えいただいているのか、もしわかっておりましたらお教えいただければと思います。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 もしお答えできるようでしたら、お願いします。

【北海道総務部】 モバイルバッテリーにつきましては、大規模な災害時に必要なツールと認識しており、モバイルバッテリーも充電対象の機器と考えているところでございます。

次に情報発信についてですが、基本的に本庁・振興局とも1階ロビーが充電対応スペースになると考えています。観光局のサポートステーションは情報の発信を主な目的にしているほか、Wi-Fiの提供も行うことから、お互いに連携しながら、困っている皆様にとって、より安心して使い勝手の良い場所を提供できるように考えていきたいと思っております。

【北海道経済部】 観光局でございます。

先ほどの情報発信の関係につきましては、運輸局さんに対しての情報発信とほとんど変わらない状況ではあるのですが、様式がちょっと違う部分もございまして、その辺は統一する形で対応できると思っております。

そして、SNSのデマに関しては、出してくる方々がどういう方かわからないのですが、我々としての情報発信ではちゃんとしたツイートをさせていただきます。また、リツイートについては、本当に我々と関係する運輸局さんなり、札幌市さんなり、ほとんど公的な機関の方々をお願いしようかと思っておりますので、それ以外については、何とも言えないかと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【白田委員（北海道総合通信局）】 北海道総合通信局です。

今、質問のありました携帯電話の充電ステーションにおけるWi-Fi機器の設置についてですが、さきの災害におきましても、通信事業者がWi-Fiを避難所等に設置して

きております。

そういったことから、今後、道庁がこういう設備で充電ステーションになる場合には、通信事業者等と連携できるように総合通信局としても働きかけを行っていきたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

今のお話に関して、何かございませんか。

それでは、私からですが、この携帯電話の充電はとても大切だと思うのですが、特に、障がい者の支援機器に対するときっちりとうたっているところがいいと思いました。

8番目にあるように、携帯電話と障がい者の支援機器のスペースを別々に分けていますが、障がい者の方が手を振って充電するというのはなかなか難しいことが懸念されると思います。ですから、そちらのほうはできるだけ優先してあげるような配慮があるといいと思っております。ぜひご検討ください。

【北海道総務部】 そのような形で考えさせていただきます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 これ以外にも、皆様のほうで何かお気づきの点、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【細川委員（札幌市防災協会）】 こちらは運輸局さんになるのか、経済部さんになるのか、いずれにしても、今回、札幌市内で多くの観光客、外国人を含めた移動困難な人が発生したという話で、さまざまな情報提供をされたということでしたが、それはよくわかりました。

これは運輸局さんにも絡むと思うのですが、今回は、停電によって、バスもJRも地下鉄などの交通機関がストップして、その中で多くの滞在者が出てしまいました。これは2日ぐらいで解消できて移動が開始されていますが、これが長引いた場合、輸送機関の安全運行という話もあるかと思えますけれども、信号が復旧する等々があれば、例えばバスが動くということになるのですが、今回は信号が消えているために、バスも多くのところで動かなかったという話を聞いております。

こういったことが長引く場合は、警察機関とのいろいろな調整が必要になると思いますが、災害地から離れたいという観光客などの希望者に対して、通常とは違う形での輸送の対応について考える必要があると思います。これは、北海道の災害対策本部や札幌市の災害対策本部が関係機関や関連会社と調整しながらやるという動きがきっと出ると思うのですが、その辺のイニシアチブは運輸局さんがとるのか、それとも、あくまでも輸送機関の判断に任せるといったニュアンスで何か検討されていたりお伺いになっているところはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 いかがでしょうか。

【北海道運輸局】 運輸局です。

今回の千歳空港での滞留等については、タクシーでの輸送や警察等関係機関との調整を実施し、協力のもと対応を行っております。

ただ、今回については、私のほうで全て把握はしていませんが、話は進めていたけれども、その前に解消されたとは聞いております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 私からですが、今回、教育庁のほうでいろいろと検証をしていただいています。

最後のほうにアンケートの結果が出ていて、まだまだ十分にされていないところがあることを見てとったところですが、学校教育現場というのは、行政とはまた違いまして、やはり先生方が主になって動かなければならないところですので、先生方の防災にかかわる研修をしっかりと行っていただくことが非常に大切になってくると思います。

確かに、マニュアルをつくれ、何をしろと言われると、形式的につくるかもしれませんが、それが本当に動くものになるのかというのはちょっと疑問なところもあります。そこを考えますと、子どもたちの命を預かっている学校教員という立場がありますので、ぜひ丁寧に防災教育の研修を行っていただければと希望いたします。

ほかにいかがでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 1点、追加です。

教育庁様にお伺いをしたい部分があるのですが、先ほどのご説明をいただいた資料の15ページに、避難所等に対する対応ということで書かれています。学校の本質的な機能ではない部分が非常時には避難所の開設もしくは避難所の場所として使われるということで、大変なご苦労を強いられていたのではないかと思います。

右上の改善の方向性のところに、「避難所運営マニュアルの見直し」という文言が入っていますが、これは、恐らく、小中学校単位でつくられている学校とまだ未作成の学校があるのではないかと思います。

そこで、現時点で、道内の小中学校において、どのくらい学校で避難所運営マニュアルがつくられているのか、わかっているならば教えていただきたいということが一つです。

それから、この避難所の運用もしくは避難生活の部分で、学校給食センターを活用されて避難されている方々の食事を提供した事例が何例かあったとお聞きしています。これは、あくまでも市町村単位であったのか、それとも、北海道教育庁さんとしてそういった方向性もあるとお考えなのか、教えていただければと思います。

【北海道教育庁】 教育庁で生徒指導、学校安全を担当しております渡辺と申します。よろしく願いいたします。

ご質問いただきまして、ありがとうございます。

1点目の避難所運営マニュアルにつきましては、今回、検証の中に挙げておりませんが、その正確な数字はわかりませんが、基本的には、今回のことがあって、自治体からいただいていたことを思い出して出したところもあると聞いていますし、そもそもそのマニュアルにつきましては、改めて考えなければならぬというようなご報告をいただいたところがあります。細かい数字が出せずに申しわけありません。

それから、給食の対応ですが、今回の安平の件は、市町村立学校ですので、道教委から

特別お願いしたわけではなく、町のほうで独自に対応したと考えております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、こうした取り組みにつきましても、本検証委員会で取りまとめる報告書の中にも参考となるものは取り入れていきたいと考えておりますので、事務局におかれましては、取り扱いについて検討をお願いしたいと思います。

ご報告をいただきました関係機関の皆様、ありがとうございました。

3. 議 事

【佐々木座長（北海道教育大学）】 続きまして、議事に移りたいと思います。

それでは、（1）第3回検証委員会に係る確認事項について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局の危機対策課でございます。

資料につきましては、資料2-1と資料2-2をご覧くださいと思います
まず、資料2-1でございます。

こちらには、第3回の検証委員会を踏まえまして、いろいろといただいたご意見を一覧表にまとめているところでございます。

ナンバー2から次ページ以降のナンバー20までにつきましては、新たに課題あるいは対応できた点などについて追記したもの、あるいは修文を行った内容となっておりますので、ご確認をいただければと思います。

そして、ナンバー1につきましては、全般的にわたった修正と申しますか、追記を行いまして、具体には修正理由のところに明記しておりますが、我々が災害対応をする中では、まず、平常時の取り組みがありまして、そして、今回、論点整理の中で実際に行った対応といった記載をしております。

この災害時に実際に行った対応につきましては、まず、初動対応として直後にやったもの、そして、その後の応急活動として行ったものの二つのフェーズにまず分かれるだろうということを委員からご指摘いただいたところでございます。そうしたことを踏まえまして、フェーズの明記を少ししております。

具体には、資料2-2をご覧ください。

1ページ目の本資料の構成のところですが、こちらの表の中ほどに、「今回の災害発生時や応急対策時の対応など」とあります。これは、前回までは災害対応と一本化していたものですが、フェーズを踏まえまして、まず、初動対応としてやったものにつきましては災害発生時に行った対応として、その後の時間の経過の中で行ったものにつきましては応急対策時の対応と明記しております。

具体には、例えば、2ページをご覧ください。

情報収集のところでございます。こちらの平常時の取り組みが前段にありまして、今回

の対応というところに災害発生の初動の部分でやったのか、あるいは応急の部分でやったのかということ、四角で図示してございまして、この情報収集に関しましては、災害発生時に行ったと明確化してございまして。

ページ数が飛ぶのですが、例えば、5ページの③避難所運営・支援－1でございまして。

こちらの今回の対応につきましては、初動の部分、いわゆる災害発生時においては、避難所を開設したり、政府の調整室を設置いたしましたけれども、その後の応急活動としまして、ボランティアの設置などの部分での応急対策時ということで、時間的な軸を明確化してこちらに追記したものでございまして。

そのほかは、皆様方からいただいた意見をそれぞれの15項目に網羅する予定でございまして、この後の中間提言の中でも、この資料2-2と見比べながらご参照いただければと思っております。

以上でございまして。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明のありました内容について、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 時系列で少しわかりやすくしてございまして、また、何かございましたらお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 議事（2）の平成30年北海道胆振東部地震災害検証中間提言（案）に移ります。

これまで、15の検証項目について、対応などが比較的うまくいった点、または、課題を残した点などの論点整理を進めてまいりました。また、関係する皆様よりさまざまな分野でご報告もいただきました。こうした議論や報告等を通して、明らかとなった改善すべき課題などに対し、その対応策について、本日は中間提言（案）として取りまとめを行っていきたくと思っております。

資料3の中間提言（案）に基づきまして、検証項目ごとに事務局より概要を説明していただき、その後に委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

まず、検証項目①の情報収集・通信について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、①の情報収集・通信についてでございまして。

提言ということで対策の方向性ということですが、一つ目の項目としましては、道災害対策本部指揮室における情報集約の強化と状況の徹底ということで、指揮室で一堂に会することや適時適切なアナウンス、ホワイトボードの一元化、共通資料の配布などの徹底ということでございまして。

二つ目として、被災地域への迅速な職員派遣と派遣者の災害対応能力の向上ということ

で、迅速な派遣を行いますとともに、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練、あるいは、平時からのネットワークの構築に取り組む必要があるということでございます。

三つ目として、非常用電源設備の整備促進と通信手段の多重化ということでございますが、電源の整備もとより、衛星携帯電話や無線など、通信手段の多重化を図る必要があるということでございます。

四つ目として、停電や復旧状況に関する迅速な情報把握ということで、電力会社からの停電の発生や復旧のめどなどの迅速な伝達並びに連絡体制の構築、さらには、道対策本部としても停電情報の迅速な把握に努めるということでございます。

①については以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましたが、この内容に対して何かご意見等がございますたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、続いて進めていきたいと思えます。

【事務局】 続きまして、2ページをごらんください。

②避難行動－1ということで、避難勧告等の伝達並びに避難所の確保ということでございます。

一つ目として、避難勧告等の情報伝達手段の強化ということございまして、停電その他機器等に予期せぬトラブルが生じても対応できるよう備える必要があるということと、さらに、防災無線や広報車、Ｌアラートなど、さまざまな手段を活用してより確実に住民に伝えるということでございます。

二つ目として、避難所となる施設の安全性の確保等ということでございますが、指定緊急避難場所や指定避難所につきまして構造や立地などを確認すること、また、適切な施設を確保することでございます。また、一度確保した避難所につきましても、その適切性について不断の見直しを行うということでございます。

三つ目として、地域が一体となった高齢者等への避難支援ということですが、日ごろから研修や避難訓練の実施などを通じて、住民の理解を深めていくことが重要ということでございます。

四つ目として、自主防災組織の活動の充実による地域防災力の強化ということございまして、自主防災組織の組織率を高めるということと、その活性化について市町村と連携しながら取り組むということでございます。

②の1については以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

避難行動の1につきまして、何かご意見はございますか。

【根本委員（北海道看護大学）】 今の一つ目の項目です。避難勧告等の情報伝達手段の強化というところがあるのですが、まず、ここは今回の反省点、課題を踏まえて重要な文

言であります。

ここは、恐らく一番最後の⑩防災教育と連動してくるのですが、幾ら出してもそれを受けていただけないので、それを理解するというを連動して考えなければいけないと思います。

項目としては⑩に入れたほうがいいのかもかもしれませんが、あえてここにもその情報に対して、住民としての受け手側ということで、上から三つ目の大項目に高齢者との避難支援で住民が出てくるのですが、この情報手段の強化と情報の受け手側の理解ということで、住民側のほうもここに文言を打っておいたほうがいいのかと考えます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

【事務局】 特にありません。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参ります。

次は、避難行動－２です。お願いいたします。

【事務局】 ②避難行動－２ということで、避難行動要支援者の避難支援対策、要配慮者への対応等についてでございます。

一つ目として、避難行動要支援者名簿の活用と適切な管理ということですが、名簿を適宜適切に最新の状況に保つということと、このたび、停電時には、紙媒体が出せなかったということもございますので、紙媒体での保管なども行う必要があるということでございます。

さらには、災害発生時におきましては、本人の同意がなくても名簿情報を各機関に提供できることにつきまして、市町村や関係機関への周知を図る必要があるということでございます。

二つ目の項目としまして、外国人への多言語による情報発信の強化ということでございまして、外国人が必要とするニーズに応じた多言語による情報の充実、北海道防災情報システムなどへの登録の促しによる多言語情報の発信、さらには、多言語による相談窓口の設置や災害時多言語支援センターの活用などについて取り組んでいくということでございます。

以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ここにつきましては、いかがでしょうか。

私から質問ですが、この括弧書きで再掲という形になっておりますが、項目を入れずに、ただ再掲という形でやっていきますか。

論点整理のほうは、例えば、防災教育に再掲するという項目があります。これは先ほどの根本委員からあったこととも関連するかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 論点整理のほうは、例えば、4ページの避難行動の課題の欄の一番最後に防災教育の課題にも再掲と書いておりますので、以後、この中間提言もこのような形で修正していきたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 お願いします。

ここに関しまして、ほかに皆様から何かございませんか。

【根本委員（北海道看護大学）】 避難行動要支援者名簿の活用の部分ですが、避難行動要支援者名簿の活用の一番重要なところは、一つ前の避難行動－1の上から3番目、高齢者等への避難支援というところと密接にかかわってくると思いますので、両方に書いておいたほうがいいと思います。

避難行動－1の上から3番目の高齢者等の避難支援のところに避難行動要支援者名簿の活用を含めという文言を入れてもいいのではないかと思います。

それと同時に、次の避難行動－2のところも避難行動要支援者に関係します。避難行動要支援者名簿の共有については、市町村だけではなくて、住民もしくは自主防災組織等がかかわってくると思います。そして、その共有の周知については市町村と関係機関のみになっていますので、ここを住民まで落とし込んでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 事務局はいかがですか。

【事務局】 確かに、今ご指摘がありましたとおり、密接に関係する部分がありますので、この後もそういうところが出てくるかもしれませんが、あわせて同じような形で修文したいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 よろしく願いいたします。

皆様のほうでも何かお気づきの点がありましたら、今のように入れていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、避難行動－2に関しまして、ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

続きまして、③避難所運営・支援－1ということでお願いします。

【事務局】 ③避難所運営・支援－1ということで、避難所の開設から住民避難所等への協力体制ということで、4ページから6ページまで3ページにわたってございます。

まず、4ページですが、一つ目としまして、避難所運営マニュアルの整備と避難所運営訓練の実施ということで、あらかじめ避難所運営マニュアル等をつくっておくことと、それを印刷して各避難所に保管しておくこと、さらには、避難者運営マニュアルを使いながら訓練を実施することということでございます。

二つ目として、避難所の実態に合わせた運営体制の構築ということですが、避難所の実情に合わせてさまざまな方々がかかわることになりますので、運営体制をあらかじめマニュアル等に定めておくということと、ボランティア団体、地域防災マスターとの連携・協力関係を事前に築いておくことが必要ということでございます。

三つ目として、道災害対策本部指揮室の体制強化ということですが、災害の規模に応じて、班の体制を再編成することを想定した体制の構築ということを考えてございます。

5ページをごらんください。

一つ目として、避難者への定期的な情報提供と正確な情報発信ということでございます。各避難所に対して被害状況や物資配布の支援情報などについて提供する仕組みを構築すること、また、デマや根拠のない情報により不安を与えないよう、関係機関と連携しながらSNS等で正確な情報の発信を図っていくということでございます。

二つ目として、被災市町村への応援職員の効率的な事務引き継ぎということでございます。被災市町村におきましては、応援職員に依頼すべき業務など役割分担を明確にすることと、応援職員の入れかわる時期やニーズ等を考慮し、日ごろから訓練することということでございます。

三つ目として、避難所運営に必要な事務機器等の調達ということございまして、パソコンやプリンターなど、活動に必要な事務機器をあらかじめマニュアルに明記することと調達方法を定めておくということでございます。

四つ目として、要配慮者向けの物資等の備蓄及び調達手段の確保ということございまして、紙おむつや粉ミルク、介護食等の物資の備蓄に努めるということと、そのような物資の調達や輸送について、あらかじめ協定を結ぶなど充実強化を図るということでございます。

6ページをごらんください。

6ページの一つ目として、要配慮者への福祉避難所の開設状況や避難方法に関する情報伝達体制の構築ということでございます。福祉避難所の開設状況や避難の方法につきまして、市町村の実情に即しながら広報する手段を検討し取り組みを推進することと、福祉避難所の対象者や位置づけに関する住民への普及啓発に努めるということでございます。

二つ目として、福祉避難所における要配慮者向け物資等の確保に係る体制の構築ということですが、要配慮者のための生活支援物資を必要数確保するため、平時における備蓄、さらには、発災時における調達体制の構築に取り組むということでございます。

三つ目として、避難所において要配慮者に対する福祉的支援を行う体制の構築ということで、被災時に円滑な支援を行うため、平時におきまして道や関係機関による災害福祉支援に係るネットワークの構築や研修・訓練などを実施するという内容でございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

時間的にいかがですか。

【事務局】 会議の途中ですが、事務局よりお知らせいたします。

東日本大震災から8年目に当たります本日、この大震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表するため、間もなく地震の発生した14時46分になりますが、1分間の黙禱をさせていただきますので、会議を一時中断させていただきます。

皆様、ご起立ください。
黙禱をお願いします。

[黙 禱]

【事務局】 黙禱を終わります。
議論が途中でございますが、ここで一度休憩に入りたいと思います。
議事の再開は、3時ちょうどとさせていただきます。

[休 憩]

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、皆様がおそろいですので、続けたいと思います。

それでは、③避難所運営・支援のところについて、皆様から何かご意見がございましたらお願いいたします。

【細川委員（札幌市防災協会）】 避難所運営・支援のところの一番上の項目でございますが、避難所運営マニュアルの整備と避難所運営訓練の実施ということで、二つ目のポツに、住民参加型の避難所運営訓練を実施しということと、避難所開設に係る手順の確認などの取り組みということが書かれております。

これは、道内各地で毎年のように避難所の運営あるいは開設の訓練がなされてございますが、論点整理の課題の一つ目のポツに、大量の業務等もあったことから、避難者名簿の作成については非常に困難な場面があったということが記載されているところでございます。

毎回、訓練はされておりますし、私どももその場に何回か立ち会うことがあるのですが、受け付け体制がびしっと整っているところに住民が避難してきて、受け付けをするということですが、非常にバランスのとれた業務量になりますので、何事もなかったように避難所開設あるいは受け付け、避難者名簿の作成がスムーズに行われているところでございます。実際の場面でバランスがとれればそういったことはないかと思うのですが、例えば、9月6日のときも、1日違えば台風21号と地震が重なった暴風雨の中での避難所の避難ということもあったと思います。あるいは、猛吹雪のときも避難ということがあるのかもしれない。

それから、開設や受け付けのための職員がまだ不足している中で大量の受け入れという場面もあると思いますし、悪天候であれば、すぐに施設内に収容ということが必要になるかと思えます。そういったより実践的なこと、あるいは困難な場面も含めた手順確認のための避難所運営訓練も必要かと思えます。

ですから、ここに「実践的な」とか「悪天候時の集中避難」という文言や具体的な例示

を少し挙げながら、どうやったらそういう場面でもスムーズに受け入れができるのかということを入れてもいいと思います。

例えば、一度に殺到したときは、列をつくって避難者名簿に記入していただくことが困難な状況になると思いますので、ネームプレートのようなナンバーカードを用意しておいて、次から次へと来られた方に、とりあえずそれを配って、後から番号に基づいて避難者名簿を作成するとか、いろいろな方法があると思います。訓練の中では、困難な場面を想定した実証も必要かと思しますので、そのような方向性も少し加味した文言にさせていただければと思う次第です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

【事務局】 今、ご指摘がありましたとおり、訓練のための訓練ではなくて、実践的あるいは実効性のあるということで、本番を想定した訓練のという文言修正をしたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 今の避難所運営に関係する部分は、⑬の項目の被災市町村の行政機能のところにも出てきますが、避難所運営のスキルの部分ですね。避難所運営に関係する経験や研修を受けておくことによって、避難所運営が円滑に進む、もしくは、こういったトラブルが起こってもそれに対処ができるということにはね返ってくると思います。

ですから、これは⑬と連動する部分にはなろうかと思いますが、⑬の1番目に、自治体職員等の災害対応能力の強化とあります。ここの部分は、③の避難所運営支援のところ、すなわちマンパワーですね、運営側の研修もしくは運営側の名簿も整備しておくことによって避難所運営が円滑に進むというものを加えるか、もしくは、どこかに小項目として入れてもいいかと思えます。避難所運営者の育成もしくは研修ということですが。

これにかかわってもう一つですが、避難所運営の経験をした者、もしくは、今回の胆振東部地震に限らず、さまざまな支援で他都府県に行かれた方々が道庁の職員の方でも、もしくは市町村の職員の方でもいらっしゃると思えます。そのような避難所運営経験者のリスト化のようなものもこの中に包含しておく、より実践的な避難所運営支援ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【事務局】 ご指摘があったとおり、ご意見を取り入れさせていただきたいと思えます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

たくさんあるのですが、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、また何か気づいたことがございましたら、最後にお尋ねいたしますので、次に進めてまいりたいと思えます。

それでは、避難所運営・支援－２に行きたいと思います。

事務局からお願いいたします。

【事務局】 ③避難所運営支援－２でございます。

避難所の生活環境の改善、健康への配慮、応急仮設住宅の対策①ということでございます。7ページから8ページの2ページとなっています。

まず、7ページの一つ目でございますが、車中泊による発症リスクに係る対策ということで、平常時から車中泊のリスクの普及啓発に努めますとともに、災害時には、予防対策等について周知を行うということでございます。

二つ目として、車中泊の避難者への対応を含めた避難所運営体制の構築ということで、やむを得ず車中泊による避難も考えられますことから、受け入れ体制や対応方法について検討しておくということと、さらには、各種情報や食事等の支援物資の提供法などにつきましても、避難所運営マニュアルに規定し、体制を整えるといった項目でございます。

三つ目として、避難者の健康面に配慮した食事の提供や給食センターの活用ということでございまして、メニューの多様化や栄養バランス等に考慮することと、給食センターの活用など管理栄養士の協力を得ながら、避難者の健康に配慮した対応を行うといったことでございます。

四つ目として、避難者の心身の健康に配慮した運営体制の構築ということで、保健師や看護師等による巡回相談、心のケアの実施により、避難者の心身の健康保持のための環境を整えるといった項目でございます。

8ページをご覧ください。

1項目めでございますが、避難所における生活環境の改善に必要な備品等の整備または調達手段ということでございます。

避難所における居住性やプライバシーの確保などの生活環境の改善のため、設備や備品を整備するということが一つ目です。二つ目として、段ボールベッドが非常に有効ということがわかっておりますことから、市町村の備蓄品として整備するということが、災害発生時に段ボールベッドを確保するための協定を締結するなどといった内容になっております。三つ目として、平常時から段ボールベッドの活用について周知を図るということでございまして、設営の訓練なども行うといった内容でございます。

大きな二つ目ですが、トイレの確保対策とトイレの環境の向上ということで、簡易トイレ等の備蓄を推進するとともに、衛生面においてすぐれたコンテナ型のトイレを配備すること、そのための災害時の協定の締結を進めるといった内容になってございます。

最後に、災害時における応急仮設住宅の運営ということで、応急仮設住宅の供与に当たりましては、被災者が生活への復興の意欲を保つために、さまざまな状況について配慮しながら行う必要があるといった内容でございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、皆様から何かご意見がございましたらお願いします。

【根本委員（北海道看護大学）】 まず、7ページの二つ目のタイトルですが、1項目の車中泊による発症リスクに係る対策とあります。車中泊によって、エコノミークラス症候群だけではなく、例えば、一酸化炭素中毒など、さまざまなリスクがありますので、発症リスクというより、関連疾患に係る対策とか、ちょっと文言を変えてもいいと思います。

特に、北海道の冬の車中泊に関しては、一酸化炭素が大問題になりますので、あえて文言として触れておきたいと思います。車中泊によりエコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒が発症する可能性というように、文章の中に入れておいていただいたほうがいいかと思ひます。

それから、二つ目の車中泊の避難者への対応のところ、駐車スペースはもちろんですが、ここと同時に必要なものがトイレ対策になるかと思ひます。8ページのところにトイレ対策が出てきますが、こちらは避難所側になると思ひますので、車中泊のところにおいてもトイレ等の対策が必要であるという文言を入れておいたほうが、エコノミークラス症候群の予防にも直結する内容になるかと思ひます。

もう一つ、ここはどのように触れるか難しいところではあるのですが、4番目に、避難者の心身の健康に配慮した運営体制とあります。ここは、今回の胆振東部地震でも、避難者だけではなくて、運営側のスタッフに関しても支援が必要だった部分が多々あったと思ひます。ですから、避難者並びに運営側の心身にも配慮した運営体制ということで、この項目に入れるべきか、もしくは後ろの⑬の行政側のところに機能として入れるか、ちょっと論点が分かれるかもしれませんが、そこもお考えいただきたいと思ひます。

もう一つ、これは文言についてですが、8ページの大項目の二つ目のトイレについてです。ここは、極めて重要なところであり、こういったところに抽象的な言葉を入れるのはどうかというご意見もあろうかと思ひますが、1行目の「避難生活のトイレ確保は、健康面、衛生面において重要であり」の頭に「極めて」という言葉を入れてもいいぐらい、トイレ対策を最大限良好にすることが、避難された方々もしくは支援する方々にとっての健康維持につながるのではないかと考えます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

今、根本委員から出ましたトイレのところ、今は携帯用トイレなどもあるのですが、トイレについては、扱いにくいので、今までは避難訓練などでも避けていたところがあるのではないかと思ひます。しかし、今回、電源が切れたことによって、トイレが非常に重大だったと思うのですが、携帯用トイレの使い方についても訓練の中に積極的に入ってくるといいと思ひました。

ここは運営支援のところですが、防災教育の中にもこういうところがちょっと入ると違うかと思ひます。人間にとっては非常に大事なことなのに、タブー視されていたところに当たるかと思ひまして、あえてお話ししたいと思ひました。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

④物資及び資機材の備蓄支援についてです。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ④物資及び資機材の備蓄支援ということでございます。

1 項目めとして、重層的な備蓄体制の確保ということでございまして、家庭や事業者、町内会や自治会、自主防災組織、市町村、道ということで、多重に備蓄体制の確保体制を構築するということでございます。

二つ目として、支援物資の経費負担や調達方法ということですが、事前に経費負担の有無を明示する必要や、経費負担や調達方法につきまして関係機関と事前調整を行っておく必要があるという項目です。

三つ目として、物流を専門とする体制の整備と専門家の派遣ということで、当委員会でもご指摘がございましたが、指揮室内に物流を専門とする事業者を配置することを検討してまいりたいと考えてございます。

四つ目として、支援物資のデータ化と共有体制の構築ということで、こういった体制を図った上で支援に当たるということでございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ここに関しましてはいかがでしょうか。

【細川委員（札幌市防災協会）】 1 番目の重層的な備蓄体制の確保の中で、事業者はもちろんです。災害対応について、ライフラインがとまるという状況がありますから、ご家庭において、少なくとも最低限3日間は家庭内備蓄をしておくことはほとんどの方が知っていると思います。しかし、実際にアンケートをとると、なかなか実効性が上がっておりません。大きな地震などの後には一時的に数値が上がるのですが、またそれが下がってしまうということです。

ですから、ここの普及啓発というのは、これまでもいろいろな形でやってきたわけですが、そこがなかなか進んでいかないということで、何かいい案をつくりながら、あるいは、それぞれの自治体レベルになると思いますが、住民の方々にどこまで進んでいるかということをおふだんからしっかりカウントできるといいと思います。

そのために住民教育を進めていって、さらに、その改善を図るということをおこなわないと、啓発はしているけれども、いつまでたっても実効につながっていかないというところが続いていくと思います。そうすると、大きな災害が起きると、どうしても負荷が大きくなってしまふということなんです。

それから、家庭内備蓄について、前回は申し上げたかと思いますが、ご家庭においても、非常用電源の確保を含めて、最低でも3日間、できれば1週間分の備蓄が必要になってきている時代かと思ひます。

ですから、1週間分の食料、飲料水、生活必需品と書いてありますが、こういったところに非常用電源の確保というのはちょっと行き過ぎかもしれませんが、意識づけとして、もうそろそろその準備も始めるといったことも入れていただいてもいいと思います。この辺はご検討をお願いしたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

物流、それから、プッシュ型の支援物資に関して、それから、自衛隊などの派遣等も文言に含まれておりますが、こういう形でよろしいでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 ④の項目で、今、これを変えるのは難しいかもしれませんが、物資及び資機材の備蓄支援という項目で挙がっているのですが、内容については、備蓄だけではなくて、供給の支援と備蓄の支援と両方なのです。ですから、供給兼備蓄支援でもいいかと思えます。

何を言いたいかといいますと、供給のところで行きますと、先ほど挙げられた論点整理の課題にも挙げられていましたが、一部の市町村では、被災者用の備蓄品の保管スペースが限られている、すなわち、2次集積場のところで少しくまういかなかった自治体があったと思いますので、支援物資が来たときのそれをどういうふうに乗受するかということですね。

これは、市町村単位ごとの現実的な地域防災計画を立てていただかないと、せっかく入ってきたプッシュ型支援もしくはプル型支援のものがその市町村に入っていない、もしくは、自分たちでうまく調整できなくなりますので、供給されたものをどのようにさばくかというところは具体的に文言に出してもいいかと思いました。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

先ほど、細川委員から、備蓄に関しては家庭や事業者では最低3日間というお話がありました。災害対策基本法では、これは住民の責務であるという言葉も書かれています。ですから、重要であるというよりも……。

【細川委員（札幌市防災協会）】 責務であるというような文言を入れて、災対法の中では、非常用電源は出てこなくて、食料、飲料水となっていると思いますが、そこに非常用電源を可能な限り含めてということも含めて、意識づけを強く行っていくという段階に来ていると思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 事務局から何かございますか。

【事務局】 今、いただいたご意見をもとに、表現も含めて工夫をしたいと思います。

より強く言うべきところについては、もっと踏み込んだ言い方をしたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 また、物資及び資機材の供給・備蓄支援という文言を修正してはどうかというご意見がありましたが、それに関しましては、今の時点では難しいですか。

【事務局】 これは、別に固有の言い方をされているわけではなく、ここの修文もあわせ

て可能だと思っておりますので、修文をしたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

⑤の災害対策本部の体制と活動についてです。

事務局、お願いします。

【事務局】 ⑤災害対策本部の体制と活動ということで、10ページから11ページの2ページとなっております。

まず、10ページでございますが、職員の参集・連絡体制の強化ということでございまして、参集基準の周知や連絡先の確認などを日ごろから徹底するというのと、指揮室の設置・運営訓練などを通じて手順等の確認を行うということでございます。

二つ目として、大規模災害に備えた道（振興局）の災害対応体制の強化ということでございまして、今回、災害対応が数週間から数カ月ということで大変でございましたが、庁内職員を幅広く参集しローテーションを組むなど、災害対応に従事するための勤務のあり方を検討するという事です。また、防災担当以外の職員に対しましても、防災研修や訓練を実施し、災害対応能力を高めるということでございます。

三つ目として、災害対策本部指揮室における参集・配置体制の確立ということでございまして、指揮室設置・運営訓練を繰り返し実施、習熟度を高めるということと、災害の種別や影響範囲に応じた指揮室要員の増減を想定し、各班や参集機関の配置場所をあらかじめ決めるということでございます。

四つ目として、災害対策本部指揮室における業務体制の検討ということで、このたびの地震の教訓を踏まえまして、指揮室の各班における業務内容や役割分担、不足している業務、必要な人員などについて見直しを行うということでございます。

それから、各班における業務内容につきましては、災害対策本部の各班における業務との重複がないよう整理するという事で、必要な修正を行ってまいりたいという項目でございまして。

五つ目として、災害対策本部指揮室及び災害対策本部各班との情報共有・連携体制の強化ということで、指揮室内における定期的な班長会議の開催、さらには、災害対策本部各班相互の情報共有ということで、道指揮室並びに道対策本部における情報共有を進めていくという内容でございまして。

11ページをごらんください。

1項目めとして、道災害対策本部と指揮室各班の役割の明確化ということでございまして、前の項目とやや重なっているところがございまして、本部対策班と指揮室各班で重複、類似する業務やどこにも属さない業務が発生したということ、さらには、対策の実施主体が定まっていない業務がございました。こういったことを踏まえまして、災害対策本部と指揮室が担う役割を明確にするということをこれからしていきたいと思っております。

二つ目として、報道機関への広報対応の明確化と相互の理解ということで、適時適切に災害情報を提供するための専任の職員を配置すること、さらには、災害対応に支障を来さないよう、道と報道機関が相互に協力関係を構築するという取り組みにまいりたいということでございます。

三つ目として、道の業務継続確保のための非常用電源設備の整備と十分な燃料の備蓄の推進ということで、振興局やその他出先の非常用電源が整備されていない施設もございますので、こういったものを早急に整備するということと、平時から十分な燃料の備蓄をしていくこととった項目でございます。

四つ目として、大規模停電を想定した道の業務継続計画の見直しということでございまして、現在、地震や洪水などを想定した計画をつくってございますが、新たに大規模停電を想定した業務継続計画を策定していくということでございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ここに関しまして、皆様から何かご意見等がございましたらお願いします。

【細川委員（札幌市防災協会）】 1枚目の三つ目の災害対策本部指揮室における参集・配置体制は、指揮室だけではなく、災害対応に当たられる職員の皆様に該当する話かと思うのですが、参集するためには、自分がけがをしてはいけない、それから、家族がけがをしてはいけないとされているところでございます。

論点整理のほうの課題を見ますと、停電等により参集できなかったということで、参集できなかった職員もいらっしゃったというお話ですが、災害対応のためには指定の職員が参集できることが必要です。そのために、まずは職員のご家庭において被害に遭わないような環境づくりが必要かと思えます。それから、家族を守るために何かあったときにはどこどこに避難をすとか、落ち合う場所とか、平日の日中に勤務しているときに災害が起きれば、職員は家には帰れませんし、その間は家族とも連絡がとれない状況になりますので、ご家族を守るためにも、職員の参集のためにも、家庭内自助と、複数の参集ルートの確認が大事だと思います。例えば、橋が落ちて通常のルートがだめになったとか、車などで参集が不可能というケースもあるでしょうから、複数の参集ルートや参集方法も確認しておくということが大事だと思います。

それから、ちょっと気になっているのは、例えば、ご夫婦とも仕事を持たれている方ですね。最近ですと、多くの企業さんは、震度6弱以上の地震になったら従業員は全員参集して、BCPに基づいて事業を継続という形で物事が進んでおります。そうすると、例えば、小学4年生のお子さんがいらして、ご夫婦とも災害対応のために家に帰ってこれないとか、2人とも出ていかなければいけない環境に置かれる職員もいらっしゃると思います。

職員の扱いは、関係企業との打ち合わせもあると思いますが、そういうことも現実には起きるということです。そうしないと、配置人員が不足するということもあり得ると思

ます。ここは、はっきり言って大きなお世話の部分になるかもしれませんが、職員のご家庭における自助がとても大事ということもどこかにつけ加えていただければと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

【高木委員（日本放送協会札幌放送局）】 NHKです。

11ページの⑤の災害対策本部の体制と活動の中の対策の方向性の二つ目の報道機関への広報対応の明確化と相互の理解というところで、細かい文言上のお願いがあります。

まず、二つ目のポツの「報道機関用のスペースを確保し」というのは大変ありがたいですし、その後の「協力関係を構築する必要がある」というのも、当然で、このとおりでよろしいと思います。しかし、真ん中にある「効果的な情報提供に努める」というところの意味がわかりません。効果的な情報提供とはどういうことを指しているのか、全くわからないのです。効果があるかどうかというのは、こういう場合はやってみないとわからないのです。「情報」という文言は、ほかにもいろいろなところがありますが、二重、三重に伝送ルートを確認して伝えていかないと意味がありません。報道機関は報道機関の役割がありますし、自治体は自治体の役割がありますし、国には国の役割があると思います。

例えば、今回の胆振東部地震でいうと、発災後、明るくなる直前にみんなヘリを飛ばしました。自衛隊さんが一番早くて、私どもと道のヘリがその10分後くらいに出ましたが、みんなは一番震動が大きい安平に向かったのです。ところが、一番被害が大きかったのは、そこではなくて、厚真なのです。なぜそれがわかったかという、大規模な土砂崩れがヘリから見えたからです。それは、自衛隊も道もNHKも同じ状況で見えて、その情報は全部国まで上がっていました。私どもは放送会社ですから、あちこちにテレビの受像機がありまして、官邸の中でもそれを見ていたのです。自衛隊の映像は見られる場所が限られていて、たまたまその映像を官邸が見ていたのは私どもの放送だったのです。ですから、私どもの放送があつた山体の大規模な土砂崩れを映し出しているところを官房長官が見て、これは大規模な災害だという判断をして、その後、会見の時間も内容も全部変えています。

そういう初動の救助体制なども含めて、情報というのは複数のルートがないと機能しないと思います。今回はたまたま私どもの映像を見てくれたということはあるのですが、救助にしても、何にしても、情報というのは、やってみないと何が効果があるかわからないのです。

ですから、この「効果的な」情報というのは、「積極的な」に変えていただきたいと思います。努めるとともにという努力目標ではなくて、必ずやっていただきたいのです。何が被災者にとって重要なのか、効果があるかということとはわからないので、「スペースを確保して、積極的に情報提供するとともに」としていただきたいと思います。

今回の提案は、そういう初動の段階についてもありますし、避難所での情報提供についても、我々は非常に制限されていまして、渡辺からも言ったかもしれませんが、最近の災害の流れの中でデマの問題が非常に大きくあつたのですが、自治体への取材が全然できなかったことがありました。避難所のある自治体の職員も本当に疲弊している中で、そこに

対して我々も何かアクセスして、こういう支援が自治体に必要ですとか、避難者のためにこういう避難が必要ですよということは多分発信していけると思うのですが、避難所のある自治体側が報道機関に対して情報を制限してしまうと、そういうことがなかなか出てきません。

今回の一番大きなデマは札幌と苫小牧で流れたものだったのですが、クレジットに自衛隊が使われた例です。4時間後に大きい地震が来るので、自衛隊が準備をしていますという情報がLINEで物すごく流れました。そして、被災者が、一旦自宅に帰って、また避難所に来ていたようで、デマで行動してしまったということがあったようです。

そういうことを防ぐには、我々が報道機関としてきちんと取材して、あれはうそですよと言わなければならないと思います。当然、自衛隊さんにも取材をしますし、札幌市さんにも取材をしますし、いろいろなところに取材するのですが、そういうところに取材をした上でNHKが報道すると、そうなのですか、やはりSNSで流れたのはデマで、NHKが放送ではっきり否定していますということになると、意味合いが全然違ってきます。

視聴者から感謝のメールも来ていますが、そういう避難所の取材の情報をきちんと提供していただくと、我々としては、今後、大きい災害が来たときに、皆さんと一緒に頑張って被災者の方のために報道できると思います。

細かい文言についてはその1点だけですので、ご検討をお願いします。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

私も、デマの情報をラジオで否定されたのを聞きました。大きかったと思います。

今のことに関して、事務局から何かありますか。

【事務局】 ご指摘のとおり、修文をしたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 10ページの災害対策本部の体制と活動についてです。

基本的に、北海道庁もしくは関係機関の皆様方がどう動くかということで書かれていることが多くあると思います。

先ほどの論点整理の10ページでいきますと、課題の2番目に、中央省庁等からの多くの要員が参集、これはリエゾンさんですが、そのために指揮室の配置変更を要し、情報共有に支障が生じる場面があったということです。このように他機関からさまざまな方がいらっしゃるのですが、本部機能、もしくは、本部だけではなくて、恐らく市町村でもいろいろなことをご苦労されていますので、受援機能の強化というものをどこかに入れていただきたいのです。

一番上に合わせるのは難しいかもしれませんが、他機関からさまざまな支援員がいらっしゃるので、その受援力の強化を行うという項目が1個あってもよろしいと考えました。もしくは、どこかの下に入れ込んでもいいかもしれません。

受援について、項目としてお考えいただければと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 後ほどの説明になろうかと思いますが、20ページの被災市町村の行政機能の中の四つ目に被災市町村の受援体制の部分があります。

道の災対本部、いわゆる北海道としての被災自治体ということでいったときに、同じ考えに立つのかと思いますので、同じように受援体制の部分は入れたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、6番目に参ります。

⑥の救助救出・災害派遣要請ということでお願いしますが、これは⑩の孤立地区も入っていますね。

【事務局】 はい。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、よろしくお願ひします。

【事務局】 ⑥並びに⑩でございますが、12ページをごらんください。

一つ目は、災害対策本部（指揮室を含む）と災害対策地方本部との情報共有の強化ということで、本庁の各振興局の連携を強化してまいりたいということです。

二つ目として、救助救出活動現場における関係機関による合同調整所の設置のスキームの検討ということ、今回は現地に近いほうにつくってございませぬが、合同調整所を設置し、共有することは有効でございますので、あらかじめ設置に関する判断基準等を定めておくということを進めたいと思っております。

三つ目として、救助救出活動情報の災対本部指揮室における情報収集と共有体制の強化ということで、各機関の情報把握と共有が有効ということでございまして、指揮室におけるレイアウトを含めた体制の見直しや、現場情報の一元的な把握、トリアージ及び情報共有のあり方について検討してまいります。

四つ目として、緊急消防援助隊への情報提供や到着までの対応ということで、緊急消防援助隊に対する情報の提供と緊援隊が到着するまでの道内広域応援体制の強化について取り組んでまいります。

五つ目として、救助救出活動機関と報道機関のヘリコプターの飛行に関するルール化ということで、北海道ヘリコプター等運用調整会議などで報道機関によるヘリコプターの取材に当たって、高さをあらかじめ設定するなどルール化し、相互に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

この項目に関して、皆様からご意見をお願いします。

【細川委員（札幌市防災協会）】 四つ目の緊急消防援助隊への情報提供や到着までの対応という項目がございます。これは課題のほうにもありましたが、消防部隊はどうしてもフェリーでやってきて、陸路で進むということで、大体、発災から2日程度の時間を要す

る見込みでございます。

そういったことも踏まえまして、緊急消防援助隊が到着するまで、道内の消防機関が対応するため、道内の広域応援の中で対応するという文言になってございます。

例えば、今、懸念されている千島海溝が大連動型地震などによる広範な津波災害などになった場合は、消防に限らず、自衛隊、警察、海保を含めた実動部隊の相当数の投入が初動から必要になるかと思えます。

緊急消防援助隊に限った話ではありませんが、通常は部隊ということで車両と消防車に消防士あるいは救助隊が乗ってフェリーでやってくるという形ですけれども、一方では、海外災害のときの派遣のときに、国際消防救助隊という形でレスキューチームが行きます。そのときには、救助スタッフがある程度パッケージ化された救助資機材を持って、航空機で飛んでいく形で行われております。それと似たような形で、北海道はどうしても海を越えて来なければいけませんので、いつもフェリーだけに固執するわけではなくて、災害の状況によっては、資機材をある程度携行したレスキュースタッフが航空機で入り込むということも場合によっては何らかの形で検討してもいいという気がするところです。

道内広域応援隊といっても、広く管内にたくさんの消防隊がいることはいるのですが、自分のところの通常の消防需要に耐えながら部隊を長期間派遣するというのは、実際の数としてはそう多くはとれないのではないかと思います。ですから、本州の隊のこちらへのスムーズな移動がどうしても必要だと思うところです。そういった検討が可能かどうかということも含めて、可能であればこれを文言に入れていただければと思います。

それから、もう一点、緊急消防救助隊に関してですが、今回は東北ブロックの隊、それから、神奈川、東京の隊が現地に入って活動していたと思いますが、真冬の北海道で本州隊の活動がどの程度見込めるのでしょうか。

東北6県の隊であれば、積雪寒冷の中における救助活動、あるいは移動に関してある程度のイメージかあると思います。しかし、道北以南の隊も参加して、真冬の北海道で活動することを考えた場合、車の装備、個人の装備、それから、厳寒期における隊員の活動が本当に可能なのかどうかということがあります。真冬の北海道での訓練をやられたという話をまだ聞いたことがないので、そういったことを踏まえて課題検証をしておくことも必要ではないかという気がします。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにごありますか。

【仲野委員（第一管区海上保安本部）】 ちょっと教えていただきたいのですが、12ページの二つ目の項目の合同調整所の設置というところです。

まさに重要かつ有効な考えだと思いますが、災害が大きくなって政府の現地対策本部などが設置される場合に、こちらのスキームと政府の現地対策本部のスキームでどのように役割分担をされるのかというイメージがあれば教えていただきたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 事務局からお願いします。

【事務局】 今、現地合同本部のお話でしたが、今回、胆振東部地震に関しましては、災害対策本部と地方本部だけで、政府については北海道に政府現地連絡調整室ができております。

過去の災害を振り返りますと、有珠山噴火のときには、現地と国と道、市町村も含めた現地合同本部ができております。今回は、そういう現地合同本部なるものがなかったので、救出、救助の関係の方々がいろいろと錯綜した部分もあったと思っております。現地合同本部ができるような災害になったときに、果たして合同調整所というものが必要かどうかも含めて、今後、検討していきたいと思っております。今回は、それがなかったので、そのかわりと言ってはなんですが、こういった現場レベルでの調整所をしっかりと立てるべきだというご意見でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにありませんか。

ヘリコプターのルール化等も出ていますが、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

⑦の医療活動についてお願いいたします。

【事務局】 13ページをごらんください。

一つ目として、被災地の保健医療ニーズに総合的に対応する体制のさらなる充実ということで、保健医療ニーズ等の情報の整理・分析・提供を一元的に実施すること、さらには、保健医療活動チームの派遣調整など総合調整を行うための体制を整備するというところでございます。

二つ目として、被災地の保健医療活動の中心的な役割を担う災害時の保健所機能のさらなる充実ということでございまして、支援活動の拠点となる現地保健所の体制のさらなる強化を図るといふことと、物資を速やかに確保できる体制を整備するといった内容でございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 このことに関しまして、皆様から何かご意見がございましたらお願いいたします。

【根本委員（北海道看護大学）】 まず、こちらの医療活動の方向性につきまして、かなり大枠の部分が出ていますかと思えます。

少し重要な視点として、もし可能であれば載せていただきたいのは、災害弱者のところですか。要配慮者の中でも、例えば、在宅酸素や人工呼吸器などは、停電した場合には、それが命に直結するような災害弱者の方が北海道内にはたくさんいらっしゃいます。

今回の胆振東部地震では3日くらいがマックスでしたが、1週間の停電が局所的にあり得ることを想定した、今回の想定をもっと超えた形で、医療インフラを守る、もしくは停電に対してのことは守るといふものをこの医療活動の中にも文言として入れたほうがいいのではないかと考えます。

ここについては、危機対策課さんよりは保健福祉部さんになろうかと思しますので、どのように想定されるかが一つで、そこにもう一つ加えていただきたいのが冬の事案です。

冬もしくは寒冷期になりますと、それだけで災害弱者の方は命を落とす危険性がございますので、そういったものへの文言等を考えますと、ここについては、住民教育の部分が一つ入ってくると思いますし、患者様の教育の部分も出てくるかもしれません。

もう一つは、この文言の中に出てくる保健所機能もしくは保健師さんたちの部分ですが、保健業務にかかわる職員の防災教育の推進というものをに入れていただけると、次の停電を伴うような災害への被災者支援がよりよくできるのではないかと考えます。その上で、そういったことをやることの市町村への周知も出てくるかと思えます。

さらに、今回の胆振東部地震では、道庁の医療救護保健調整本部と、現地の胆振東部3町に医療調整本部ができ上がったと思えますが、災害時の医療調整本部機能の訓練のようなものもこの中に挙げておいていただいたほうが、危機対策課と保健福祉部との流れとしていいのではないかと考えます。

かなり余計なことを申しておりますが、ここは命に直結するところですので、一つ重要かと思えます。

その上で、先日の西日本豪雨もしくは今回の胆振東部地震を踏まえますと、保健もしくは公衆衛生の部分の災害への対応のニーズが物すごくふえているように感じています。そのときに、現状、保健福祉部のマンパワーはかなりきつきつで動いていると思うのですが、災害でさらに人が使うということはかなり難しいのではないかと想像しているのですが、マンパワーが足りるのかということも含めて、もし保健福祉部さんがいらっしゃいましたら、ご検討いただくといいかなと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

私も、先ほどの③避難所運営・支援－1の三つ目の災害派遣ケアチームという言葉で、被災地で支援活動を行うチーム員に対する研修・訓練というものがあるのですが、医療活動のところを見ると、体制とか、機能とか、そういうものしかありません。今、根本委員がおっしゃったように、研修にどのところが少し抜けていると思っておりました。再掲になるかもしれませんが、そこら辺をぜひお願いしたいと思えます。

それから、今、マンパワーのお話がありましたが、事務局から何かございますか。

【事務局】 ただいまいただいたご意見等を踏まえて、いま一度、保健福祉部、保健と医療を担う部局と相談して、対応策等についてももう少し踏み込みたいと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 根本委員、お願いします。

【根本委員（北海道看護大学）】 もう一点、今のところにかかわるところですが、きょう、参考資料2として対応の概要というものが配られましたが、7ページ目に医療活動について載っております。

DMA T、DPA Tを含めて、さまざまな機関が動いたということが出ていて、私は細かい数字は覚えていないですが、4段目に書いてある日赤のチームは、私の記憶では60

0か700くらいの人数が動いているはずですが、数字上は85となっています。

これは、先ほど申しました現地の災害調整本部では、日赤のチームとDMATのチームで、いろいろな難しさもあったと聞いております。この数字を確認していただきたいということが一つです。

ここでいきますと、関係機関のところに日赤のチームが入ってくると思うのですが、北海道の場合は、ほかの都府県と違って、道内に赤十字の病院が10カ所ございますので、医療派遣チームは多く来ます。それを考えて、地域性を踏まえて赤十字のチームと道庁もしくは国のDMATのチームというように、うまく動ける共同体制ということで、さらに北海道らしく動いてもいいと考えます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

医療活動に関して、ほかに何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

8番目の広報・情報提供についてです。

説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 ⑧は、14ページ、15ページの2ページとなっております。

まず、14ページでございますが、一つ目として、停電・復旧等に関する道民等への迅速な情報発信ということで、電力会社は、こういったことについて取り組んでいく必要があるということでございます。

次に、災害時における指名等の公表に係る取り扱いの方針策定についてでございますが、他都府県の取り扱いや国の見解を踏まえた方針の策定を検討するというところでございます。

三つ目として、住民への情報発信、報道機関への広報対応の明確化と相互の理解ということでございます。先ほどと重なる部分がございますが、デマや根拠のない情報により住民に不安を与えないよう、関係機関間で連携を図り、SNSも活用した住民への正確な情報発信の体制について整備してまいります。

報道機関との対応につきましては、先ほどと同じことですので、省略いたします。

四つ目として、情報伝達手段の複数化と北海道防災システムの機能強化ということでございます。

情報伝達手段につきましては、システムに支障が生じることも想定しながら、複数の代替手段を用意していくこと、さらには、災害情報を入力したものが適切にLアラートに反映されたり、それぞれのシステムの連携を確実にするよう、さらなる検証をしてまいりたいと考えてございます。

15ページをごらんください。

1項目めでございますが、北海道防災システムの習熟度向上及び入力手順の効率化による有効活用でございます。

なかなか使ったことのないという市町村もございますので、Lアラート全国総合訓練などを通じまして、担当職員の操作力を向上させ、システムの利用促進を図ってまいります。

二つ目は、Lアラートによるライフライン情報の提供の推進でございますが、現状は北ガスさんのみに参加いただいておりますけれども、今後につきましても、それ以外のライフラインに関する情報については、Lアラートにより提供できる環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

三つ目は、災害時等における帰宅困難者や観光客への情報の提供と発信の強化でございます。

北海道防災情報システムなどへの登録の促しにより、情報発信に努めてまいるということと、災害発生時の災害情報や交通機関の情報につきましても、SNSを活用した多言語による情報発信に努めてまいります。

さらには、災害時に一定期間、帰宅できない観光客が予想される場合には、多言語による相談対応や情報提供に努めてまいります。

四つ目は、地域に特化した災害情報の提供ということで、このたびの災害におきましても、総合通信局さんによる臨時の災害情報の発信が非常に有効に活躍したということでございますので、もともとある地域のコミュニティー放送などとの連携を強化して、大規模災害時における協力体制を構築してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、ここに関しまして、何かご意見がございましたらお願いします。

【白田委員（北海道総合通信局）】 北海道総合通信局です。

道民への災害時の情報提供と報道機関に対する情報伝達は非常に重要であると認識しておりまして、事務局のほうでうまくまとめていただいたと思います。

私からは、1点、補足という形でコメントをさせていただきます。

北海道のLアラートの利活用の推進につきましては、先週の木曜日の3月7日に、札幌市において、道庁と市町村、テレビ、ラジオなどのマスメディア、コミュニティーFM、さらには、ライフライン事業者の方々に集まっていたいて、今後の北海道におけるLアラートをどのように運用していけばいいのかということについて議論をさせていただきました。

その中で、最終的な方向性といしまして、市町村による災害発生直後の避難情報に加えまして、復旧のフェーズに入ってくると思うのですが、被災者の生活再建に必要な行政手続、罹災証明の発行や水道、地元のバスの運行情報などのライフライン情報、さらには、学校や病院の情報などもLアラートにのせていくという実効性のある取り組みを進めていく必要があるのではないかという方向性になりました。

この中でも述べられておりますが、本年5月22日と23日にLアラートの全国合同訓練があるということになっております。昨年もありましたが、そのときには、北海道や市

町村の方々に入ってくださいまして、放送事業者ではNHK様に参加していただいたという報告を受けておりますが、ほかの放送事業者様等からは報告を受けておりません。ことしはぜひとも参加していただきたいと思っております。

加えて、Lアラートに参加していないライフライン事業者の方もいらっしゃるということですので、国としても働きかけなど取り組んでいきたいと思っております。なお、文言等の調整があれば、事務局と調整させていただきます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【高木委員（日本放送協会札幌放送局）】 NHKです。

今の広報、情報提供の14ページの二つ目、氏名の公表等に係る取り扱いの方針策定というところですが、都道府県の取り扱いや国の見解を踏まえた方針の策定を検討する必要があるということで、これもよくわかりません。

前回、渡辺も言ったと思いますが、報道機関の立場としては、原則、公表していただきたいというのが願いです。

ただ、氏名がなぜ必要かというのは、当然、自分の家族が無事なのか、無事ではないのかという確認の上では、通信手段がない場合などは放送が役立ちます。あるいは、行方不明者を探す場合に、災害現場でも行方不明者が特定できていれば、その人の名前を呼びかけるということもあり得ると思えます。

例えば、警察や消防にその名前が行き渡っていても、消防団には行き渡っていないという場合には、救助の場合ですと非常に損かと思うので、初動の段階では、どうしても行方不明者の名前を公表していただきたいというのが報道機関側の意見です。

その後、こういう個人情報というのは、必要のある時期とない時期があるので、その後、必要のない時期になると、放送上も媒体によってはいろいろと違いますが、数日もすれば名前を消してしまいます。ネット上からも、放送局のホームページからも消してしまうということで、それなりの配慮はしているつもりです。それに対して、今のところは苦情が来ていない状況です。

発表する側の方々にとっては、個人情報保護法で個人情報はすごく明確に規定されているのですが、国民の知る権利になると物すごく曖昧な概念になって、そんなことを災害現場で議論してもしょうがないので、報道機関としては、原則、公表していただければありがたいと思えます。

文言として、ここは変えようがない感じもするので、これでいいのですが、意見として改めて言わせていただきます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 先ほどの避難行動のところでも出したと思いますが、情報というのは一方向ではなくて、出す側と受ける側を出さなければ情報の意義が伝わり

ません。

14ページの大きな三つ目に住民への情報発信とありますが、住民が情報を受ける力をつけなければいけないと思います。ここでいきますと、対策の方向性で住民が関わっているところが1カ所もございませんので、どのような情報があるかということに従前より周知しておいて、その情報を受け取る力を育む必要があるという文言を入れてもいいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

次に、9番目のライフラインについてです。

説明をお願いします。

【事務局】 ⑨ということで、16ページ、17ページの2ページとなっております。

まず、16ページの1項目めですが、行政機関や病院などの重要な施設における非常用電源等の確保ということで、重要施設に関する非常用電源設備の整備の促進ということと、72時間は稼働できる燃料等をあらかじめ確保しておくという取り組みに努めてまいりたいと思います。

二つ目は再掲でございますが、停電や復旧状況等に関する迅速な情報把握、三つ目として、大規模停電への備えの周知ということで、平成30年11月に「大規模停電の備え」というものをつくっておりますので、こういったものの幅広い周知に努めてまいります。

四つ目として、災害による停電発生時の充電対策ということで、先ほど道庁総務部からも発言がございましたが、被災者に対して庁舎や管理施設などを開放して、充電機器等の提供に努めてまいります。

五つ目として、関係機関と連携した節電対策ということで、節電方法の啓発などを関係機関と連携して迅速に対応するほか、平時より電力供給が逼迫した際の連絡体制や節電体制を整備してまいります。

17ページをごらんください。

1項目めとして、電力の安定供給に向けた対応ということで、電力広域的運営推進機関により設置された検証委員会が提示した再発防止等について、北電さんのほうで着実に実施していただきたいと考えてございます。また、北電さんがみずから検証を行ったことにつきまして、着実に取り組んでいただきたいということでございます。

2項目めとして、地域における燃料供給要請に係る連携体制の強化でございます。振興局と地元の地方石協が災害時において円滑に連絡がとれるよう、緊急連絡先等の整理、共有を行うこと、さらに、市町村と民間事業者との協定締結を促進するというところでございます。

三つ目として、重要施設への燃料供給に係る備えの充実ということで、重要施設に対して、災害時の優先給油の要請スキームを周知していくこと、さらには、平時からの備えの

重要性について理解を深めてまいりたいと考えてございます。

四つ目として、中核SSにおける優先給油の対象車両の追加ということで、災害時に優先給油が必要な車両が中核SSで優先的に利用できるよう検討してまいります。

さらには、緊急通行車両の事前届け出があれば即時に対応できますので、事前届け出を推進するということに取り組んでまいりたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対して何かご意見がございましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、⑩の交通についてお願いします。

【事務局】 18ページ、⑩の交通でございます。

1項目めですが、災害発生時に優先して確保すべき通行路の指定ということで、緊急物資等の輸送に支障を来すことのないよう、緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路について、関係機関で協議し、通行の確保に努めてまいります。

二つ目は、関係機関との連携による情報提供ということで、通行どめや鉄道、空港などの運行情報について、関係機関で連携して、きめ細かく情報提供をしてまいります。さらには、外国人観光客に向けても情報を提供してまいります。

三つ目は、自動車による安全かつ確実な避難に係る対策ということで、海沿いの市町村では自動車避難ということになりますが、渋滞が懸念されますので、自動車による避難を限量以下に抑制するよう、各地域で合意形成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、⑩に関しまして、皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、先に進めます。

⑫ボランティアについてです。お願いいたします。

【事務局】 ⑫ボランティアでございます。

災害時における円滑なボランティア支援ということで、関係機関等による情報共有会議などで情報を共有しながら、おのおのの役割に応じた適切な支援を行うということでございます。

また、災害時の円滑なボランティア活動が図られるよう、災害ごみの分別や収集など、あらかじめ地元の社会福祉協議会とも連携しながら、災害の課題への対応について定めておくことが重要であり、こういったことに努めてまいりたいということでございます。

以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ただいまのご説明で何かご質問等はございますか。

私から質問ですが、今回の地震に関しては、行政と社協とボランティアのNPOの3者

が被災地で対応状況や課題を情報共有する会議などは持たれたのでしょうか。

【事務局】 3町一遍に、行政、NPO法人、地元の社協を含めた合同の会議を行って、情報共有をしております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それは重要だったということですね。

【事務局】 はい。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 これに関しまして、社協さんから何かありますか。

【小原委員（北海道社会福祉協議会）】 情報共有会議の実績があるのかということですが、まさにつながっております、週に1回ずつ、今でも継続してやっているところです。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 今でもやっつけらっしゃるのですね。

【小原委員（北海道社会福祉協議会）】 はい。

今回、この方向性ですごくよかったと思ったのは、「ボランティア・NPO」という言葉が出てきました。

論点整理の中ではNPOという言葉は出てこなかったのですが、実態としては、素手で作業を行うボランティア、そして、NPOというのは技術を持った方が多いものですから、実態として避難所支援ではボランティアよりもNPOさんのほうが多く活躍してございます。ですから、NPOの力をかりる部分とボランティア、それと社協と行政が一つの平場で議論する情報共有会議は、今後トレンドになっていくと思っています。

この件については、内閣府でも「三者連携」という言葉を使っているのですが、今後は、被災者支援の関係について、こういう形で災害の情報共有をしていきたいと思いますという報告書をまとめておりますので、北海道でもこういう形でやっていければいいかと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 今おっしゃったように、「ボランティア・NPO」と入ったものから、あっと思っていたのですが、いい方向だということですね。

【小原委員（北海道社会福祉協議会）】 はい。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【細川委員（札幌市防災協会）】 文言と直接関係ない話です。

ちょっと懸念されるのは、真冬の北海道でこの間のような地震があった場合です。道内や本州方面からも多くのボランティアが集まりまして、大体ニーズにペイするくらいボランティアの方はいらっしゃったということだと思います。課題はいろいろあったとお伺いしておりますが、家庭内の災害ごみを搬出していただきながら。

避難所に行かれた方が早期に自宅に戻られるためには、ライフラインの復旧と家の中の片づけ、特に災害ごみの片づけが重要なところになると思いますし、そこについては、多くはボランティアの方が担当されているという話です。

そこで、懸念されるのは、真冬の北海道のときに、ボランティアの方は自己完結でやってきてくださいということで特にホームページにも載るのですが、真冬の北海道のときに、

実際にボランティアが集まってくるといふ想定を検討の中でされていることがあれば、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

もしくは、相当数、不足するのではないかという場合は、行政もちょっと困ってしまうことになるかもしれませんが、ボランティアの受け入れと申しますか、厳寒期のボランティア活動への支援という形になるかもしれませんが、そういったご検討があるのであればお聞かせ願えればと思います。

【小原委員（北海道社会福祉協議会）】 今回は夏場でしたので、全国各地から多くのボランティアさんがお越しになったのですが、冬を想定すると、我々もすごく懸念しておりまして、本州各地からボランティアさんにお越しいただけるかということが重要な問題になってくると思っています。

ただし、北海道の場合は陸続きではないので、夏場でもボランティアさんたちが車で来るような状況ではありません。そのため、北海道というアイランドの中で、そもそもボランティアに来ていただけるのかというところが大きな問題です。

今回は、9月6日に発災して、9月9日にはもうボランティアさんが入ってきています。3連休が2回ありまして、それぞれ900名近いボランティアさんが入ってきたのですが、そのほとんどが道内の方だと我々は把握しています。ですから、いかに本州の人たちを巻き込んでいくか、道内の人たちもどういふふうに入地に入っていくかというのは、まだ見当がついていないところです。

【細川委員（札幌市防災協会）】 ありがとうございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ボランティアに関しまして、何かご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

⑬被災市町村の行政機能というところでお願いします。

【事務局】 20ページでございます。

1項目めとしまして、自治体職員等の災害対応能力の強化ということでございます。市町村におきましては、全職員を対象とした心構えや役割などを確認する研修や避難者の受け入れなどの実践的な訓練を行って、対処能力の向上を図る必要があるということでございます。道としましてはそういった取り組みを積極的に支援してまいります。

さらには、市町村職員のほかの施設管理者や教職員、自主防災組織の方々に対しても、研修や訓練を行ってまいりますということ。また、罹災証明発行事務については、道として研修や訓練を行うなど市町村を支援してまいります。

二つ目として、市町村庁舎の機能確保ということで、庁舎の耐震化や代替施設の確保を進めるということと、72時間は稼働できる非常用電源や燃料等をあらかじめ確保していただくよう促してまいります。

三つ目として、避難所による避難所運営体制の構築ということで、市町村におきまして

は、あらかじめ避難所運営マニュアルを整理していただきまして、可能な限り住民参加型の避難所運営が可能となるよう訓練等に取り組んでいただくようお願いするとともに、道としても積極的に訓練の支援をしております。

四つ目として、市町村における非常時優先業務等の選定と支援体制の確立ということでございまして、他自治体からの応援職員をスムーズに受け入れるために、被災市町村において優先的に行う業務や応援を受ける業務、あるいは時期をあらかじめ整理していただくということとあわせて、受援体制をあらかじめ確立していただくよう促しております。

五つ目として、災害廃棄物の円滑な処理体制の構築ということで、災害廃棄物の処理を担う市町村が発災時の廃棄物の処理について平常時から検討しておくことが実際の円滑化に必要ですので、こういったことについて促しております。

以上です。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ただいまご説明に関しまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【熊谷委員（北海道町村会）】 北海道町村会です。よろしくお願いします。

先ほど受援体制の話がありましたが、3町への広域的な応援の調整については道庁、振興局が中心となって行われております。職員の派遣は現在も進行形ではありますが、応援を受ける業務や時期などについては、個別の市町村もさることながら、道庁もノウハウを持っていると思います。このため、市町村で予め整理しておくことも必要ですが、道庁も支援しながら一緒に体制を確立していくことが必要ではないかと思います。

このような趣旨の言葉を付け加えていただき、最後に【道・市町村】という構成立てがよろしいかと思います。

もう一点ですが、その上に「避難者による避難所運営体制の構築」という表現がありますが、防災教育にも「住民が主体となった避難所運営体制の構築」という表現がありますので、ここは文言の統一ができるのではないかと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 事務局はいかがでしょうか。

【事務局】 そのようにいたします。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 そのとおりですので、文言の修正をしていただければと思います。

また、先ほど、中長期的派遣の中で、人材について、そのときに何が必要なのかが変わってくるというお話がありました。それはすごく大切なことだと思いますので、ぜひきちんとまとめてお示しいただければありがたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

【根本委員（北海道看護大学）】 2点です。

まず、今の20ページの一つ目の項目ですが、避難所の開設について書かれています。また、その後ろのほうで、避難所の開設、避難者の受け入れと出てきますが、その後ろの

ほうに避難所運営の文言が出てきますので、「避難所の開設、避難者の受け入れ並びに避難所の運営などの実践的な訓練を実施し」としておいたほうが良いと考えます。避難所運営訓練を自治体の皆様方に積極的に進めていただきたいので、そのようにしたほうが良いと思います。

もう一つは、下から2番目の項目で、論点整理のほうにも載っていますが、被災した市町村の支援職員の疲労度ですね。災害時には、3日間寝ずに頑張ってしまうということが起こってしまうものですから、被災市町村の業務が過重にならぬよう、効果的なローテーションを組むとか、交代要員を設けるといったことをここでうたっておいたほうがよいのではないかと考えます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 大事なことだと思いますので、ぜひお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、次に参りたいと思います。

14番の積雪寒冷期等についてお願いいたします。

【事務局】 21ページの⑭でございます。

一つ目でございますが、積雪寒冷期を踏まえた資機材等の整備ということで、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機の備蓄の充実、さらには、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制を整備してまいります。

二つ目ですが、厳冬期の大規模災害を想定した防災教育や防災訓練ということでございまして、厳冬期の災害によりまして大規模停電となった場合に、さまざまな事故が発生することが懸念されます。また、エコノミークラス症候群等の症状についてもございまして、注意喚起を図るということも含め、厳冬期を踏まえた避難訓練や避難所運営訓練の実施、防災教育に取り組んでまいります。

三つ目としまして、積雪寒冷期に対応可能なトイレの確保ということでございまして、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結など、必要な台数の確保に取り組んでまいります。

四つ目として、積雪寒冷期を見据えた北海道仕様の仮設住宅の普及ということで、本道の積雪寒冷期を見据えて、今回、北海道仕様の仮設住宅を建設しておりますが、今後とも入居者の住居環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

今のことについて、何かございますか。

【根本委員（北海道看護大学）】 二つ目の項目で、住民への防災教育は非常に重要な部分だと思いますが、もし、ここに言葉として入れるとすればどこが良いかはまだ定まっていないのですが、「在宅避難を想定した」ということも文言として入れたほうが良いかと

思います。避難所に行くことによって、逆に命のリスクということもあり得るのが冬の災害になります。ですから、万が一の場合、自宅において在宅避難を想定し、その中で安全な災害対応を住民に求めることも、積雪寒冷期の災害にとっては重要かと考えます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、私からですが、北海道仕様の仮設住宅が建設されたということで、先日、私は被災地域に出向きました。そこは、やはり狭いところだったのですが、同じ四畳半でも北海道の場合には、冬になったらストーブを置かなければいけません。それなのに人はそこにいなくてはいけなくて、でも、ストーブの前に座るわけにはいかないということで、北海道仕様の仮設住宅は、単なる断熱材とか内窓を追加することではないと私自身は感じるので。これは、住民サイドに立てば、着ている洋服自体も、北海道で冬になって着る服を家に保管するとか玄関にかけておくというのは非常に大きなスペースが必要だと思うのです。そういうことが一切考えられていなくて、ただ4畳半とか、ただ6畳という枠の中の居住のスペースと考えられると、北海道の場合はちょっと違うのではないかと感じます。

ですから、住民目線といいますか、生活者の視点でスペースの大きさを考えていただけたらありがたいということで、ここは見直しをしていただけたらと感じます。

ほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、⑮防災教育に参ります。よろしくお願いたします。

【事務局】 22ページ、23ページとなっております。

まず、22ページでございますが、実際の避難所運営に即した「D oはぐ」内容等の検証ということでございます。

このたびの災害を踏まえた被災3町の多様な避難所運営の実態を踏まえまして、現行のD oはぐのシナリオや内容や項目について検証し、見直しを行ってまいります。

2項目め、住民が主体となった避難所運営体制の構築ということで、可能な限り住民主体で避難所運営を行うという視点に立って、多くの住民に対して研修や実践的な訓練を行ってまいりたいと考えてございます。

三つ目として、みずから身を守る自助の意識の醸成ということでございます。自助の意識を醸成させるために、道や市町村などが連携し、防災訓練、研修、1日防災学校など、あらゆる機会を活用して防災教育に取り組んでまいります。また、備蓄品の確保についても促してまいりたいと考えております。

四つ目といたしまして、発災情報等の多言語による情報発信等ということで、前段と重なりますが、多言語による発信、広報に取り組んでまいります。

最後に、五つ目として、厳冬期の大規模災害を想定した防災教育や防災訓練に努めてま

います。

23ページをごらんください。

一つ目ですが、地域の災害特性に応じた防災訓練の推進ということで、市町村ごとにそれぞれの地域特性や災害リスクが異なりますので、こういった特性に応じた防災訓練を推進してまいりたいと考えております。

二つ目として、被災からの生活再建に向けた事前の備えの普及ということで、被災した場合でも一定の補償が得られるよう、地域住民に対し、地震保険や共済への加入を促してまいります。

三つ目として、火災による2次災害に対する備えの普及ということで、今回の地震におきましては、停電もございましたので、火災が発生しませんでした。火災による2次災害を未然に防ぐための啓発などについて取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目として、災害の記憶を風化させないための伝承ということでございまして、道と市町村において、地域住民の防災意識が継続して保たれるよう啓発に努めてまいります。

五つ目として、災害リスクの認識ということで、今回、ヒアリングに参ったときも、自分は大丈夫という正常性バイアスが十分あったように思いますが、道や市町村は研修会や講習会の開催により、防災教育を一層推進し、需要を高めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

それでは、防災教育に関して、皆様からご意見、ご質問等が何かありましたらお願いいたします。

【根本委員（北海道看護大学）】 23ページの一番上の地域の災害特性に応じた防災訓練の推進のところですか。

ここは、北海道さんと市町村だけになっているのですが、住民さんもぜひ入れていただきたいと思います。その地域の自分たちのリスクを考え、その中でこの防災訓練を推進していただきたいと思います。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 かぎ括弧の中に住民を入れてほしいということですね。

ほかにいかがでしょうか。

【細川委員（札幌市防災協会）】 文言の話ですが、22ページの自助意識の醸成のところ、「非常食や飲料水、簡易トイレ、それから、非常用蓄電池などの」となっておりますが、非常用電源といってもいろいろな方法がありますので、非常用電源という言葉のほうが良いと思っております。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私は、ちょっと気になっていたのですが、この中では平時という言葉と平常時という言葉の二つが使われています。何か意味があって使い分けをされているのでしたら結構です。

が、どちらかに統一してもいいと気になりましたので、お願いいたします。

【事務局】 はい。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、①から⑮までで、言い残したことや後で気づいたこと等がございましたら、ぜひこの場でお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【根本委員（北海道看護大学）】 6ページです。

避難所運営・支援のところで、要配慮者への福祉避難所、もしくは、その下にも要配慮者がたくさん出てくるのですが、要配慮者というのは、ご高齢の方とか、障がいの方だけではなくて、妊婦さんであるとか、外国の方なども要配慮者として位置づけられてきます。そこと福祉避難所がつながってしまっているの、この要配慮者との福祉避難所の部分の項目をもっと分けてもいいのかというふうに考えます。

例えば、妊婦さんのための避難所という考え方も非常に重要でしょうし、障がいを持っていらっしゃる方もしくはご高齢の方々ということでも必要なので、この要配慮者と福祉避難所を一緒にしてしまうとまずいという印象を受けますが、いかがでしょうか。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 いかがですか。

【事務局】 そこは、明確にするようにいたします。

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ほかにいかがでしょうか。

全体を通してで結構ですので、どこか気になるところがあればお受けいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 それでは、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 ありがとうございます。

多くの皆様からいろいろなご意見が出されたと思います。これらについて反映した上で、この中間提言の（案）として取りまとめていきたいと思います。

また、今回議論を尽くせなかった内容につきましては、後日、事務局へ意見等を報告する形をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局におかれましては、委員の皆様からの最終的な意見を反映した上で、本検証委員会における中間提言として、今月中をめどに公表していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の委員会では、最終的な報告書としての取りまとめを行いたいと思います。

次回が最後の委員会と考えております。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

再度、全体を通して何かご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【佐々木座長（北海道教育大学）】 今日長時間にわたりご協力をいただきまして、あ

りがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

4. 閉 会

【事務局】 ただいま座長からありましたとおり、本日賜りましたご意見や後日いただく報告などにつきましては、本日のご議論等を踏まえまして、文言の修文、また加筆の上、本日お示ししました中間提言（案）に反映しまして、再度、委員の皆様にもメール等によりましてお諮りし、確認いただいた後に、今月中を目途に中間提言として公表させていただく予定でございます。

今回の検証委員会は4月25日を予定しておりますので、お忙しい中、恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上